

お忘れなく！水道の凍結防止対策
 図 豊 上水道課管理係
 (TEL 72・3111 (代) FAX 72・3176)

例年、12月から3月にかけて、凍結による水道管や水道メータの破損が多く発生しています。急な寒波などで、気温がマイナス4度以下になると水道管が凍ったり、破裂したりします。冬期には必ず水道管などの防寒を心掛けてください。

● **凍結しやすい箇所**

- ▽むき出しになっている水道管
- ▽建物の北側の水道管、蛇口
- ▽風当たりの強い場所
- ▽水道メータなど

● **凍結防止対策**

- ▽管の露出部分に凍結防止帯や保温材などを巻く
- ▽長期間使用しない時は、蛇口を開いたまま不凍栓を閉じる
- ※水道メータは市が貸与し、日常の管理は使用する皆さんが行うことになっています。凍結防止対策を行わずに水道メータが破損した場合は、使用者の管理責任



暖房器具の取り扱いに注意
 図 豊 環境課環境保全係
 (TEL 82・3131 (代) FAX 82・6622)

これからの寒い季節、暖房機器は生活の必需品です。危険な使い方をしていませんか。

● **火災を防ぐためのポイント**

- ▽ストーブの上に洗濯物を干していませんか。
- ▽暖房機器の近くにスプレー缶やカートリッジボンベを置いていませんか。
- ▽就寝時に暖房機器の電源を消していますか。
- ▽たこ足配線をしていませんか。
- 以上のことに注意をして安全に使用しましょう。

任として弁償していただく場合があります。

発砲スチロール材を入れ、口をしっかり閉じたビニール袋を水道メータボックス内に入れることも効果的です。

●説明会日程

日時	場所
12月12日(金) 午後1時30分～	明科公民館講義室1・2
午後7時～	穂高支所大会議室
12月13日(土) 午後1時30分～	三郷農村環境改善センター(JA 温支所西側)
午後7時～	豊科ふれあいホール

臭気規制の見直しに伴う市民・事業者説明会
 図 豊 環境課環境保全係
 (TEL 82・3131 (代) FAX 82・6622)

悪臭防止法に基づく臭気規制の見直しに伴い、市民・事業者を対象に4地区で説明会を開催します。この規制は事業所等から排出される悪臭に対して一定の基準を設けるものです。

公園での犬の飼い主マナー

公園内に犬のフンを放置すると、公園を利用する皆さんに迷惑が掛かります。犬のフンは必ず飼い主が責任を持って持ち帰り、可燃ゴミとして処理しましょう。

図 豊 都市計画課公園緑地係
 (TEL 72・3111 (代) FAX 72・3569)



10月分の空間放射線量

測定結果

穂高庁舎で測定された値は健康に影響のないものでした。詳しくは市ホームページをご覧ください。

図 穂 環境課環境保全係 (TEL 82・3131 (代) FAX 82・6622)

測定地点	(マイクロシーベルト/時間)				
	10/1(水)	10/7(火)	10/14(火)	10/21(火)	10/28(火)
穂高庁舎	0.1	0.09	0.1	0.1	0.09

●上場株式等の譲渡所得等にかかる税率（表1）

	平成22年度～26年度	平成27年度以降
金融商品取引業者等を通じた売却等	10% (市民税1.8%、県民税1.2%、所得税7%)	20% (市民税3%、県民税2%、所得税15%)
上記以外の売却等	20% (市民税3%、県民税2%、所得税15%)	

●上場株式等の配当にかかる税率（表2）

平成22年度～26年度	平成27年度以降
10% (市民税1.8%、県民税1.2%、所得税7%)	20% (市民税3%、県民税2%、所得税15%)

平成27年度から適用される主な税制改正
 図 豊 市民税課市民税担当
 (TEL 72・3111 (代) FAX 72・8340)

上場株式等にかかる譲渡所得および配当所得等にかかる軽減税率が廃止

上場株式等の譲渡所得および配当所得にかかる10%軽減税率（所得税7%、市県民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されました。平成26年1月1日以降は、表1・2のとおり税率20%（所得税15%、市県民税5%）が適用されます。

※市県民税は、平成27年度から適用されます。

住宅ローン控除が延長・拡充

市県民税における住宅ローン控除が、平成29年12月31日まで4年間延長されました。また、平成26年4月1日から平成29年12月31日に居住を開始した人で、住宅取得時の消費税が8%または、10%の場合は、控除限度額が表3のとおり拡充されます。



●住宅ローンの特別控除限度額（表3）

	改正前	改正後	
居住開始日	平成25年12月31日以前	平成26年1月1日～3月31日	平成26年4月1日～平成29年12月31日
控除限度額	所得税の課税総所得金額の5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額の5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額の7% (最高136,500円)

※平成26年4月1日から29年12月31日までの控除限度額は、消費税等の税率が8%または10%である時期に住宅を取引した場合に限られ、それ以外の場合での控除限度額は現行と同様です。

※所得税の住宅ローン控除を受ける人（平成26年から29年までに入居する人）のうち、所得税から控除しきれない金額がある場合は、翌年度の市県民税において住宅ローン控除が適用されます。

●法人が負担する税額の内訳（図1）

改正前	法人住民税	
改正後	法人住民税	地方法人税(国税)※

※地方交付税として地方自治体に配分

※法人住民税（市県民税）の引き下げられた税率分は地方法人税として課税されるため、法人の負担は原則として変わりません。詳しくは管轄の税務署にお問い合わせください。

法人市民税の税率改正等
 図 豊 市民税課諸税係
 (TEL 72・3111 (代) FAX 72・8340)

地方法人税（国税）を創設

法人市民税は、市内の事業所や事務所などがある法人に課税される税です。平成26年度税制改正で地方税法が改正され、図1のとおり法人住民税の一部国税化により地方法人税が創設されました。

●法人税割の税率（表1）

納税義務者	改正前	改正後
資本金等の額が1億円未満の法人	13.90%	11.30%
資本金等の額が1億円以上の法人	14.70%	12.10%

●予告申告の法人税割額計算式

前事業年度の法人税割額×4.7÷前事業年度の月数

個人事業税の後期分は12月1日（月）までに

個人で事業を行っている皆さん、個人事業税の後期分の納期限は12月1日（月）です。忘れずに納期限までに納めましょう。

納税には、便利な口座振替制度もありますので、ぜひご利用ください。なお、これから手続きをされる人の振替は、来年度の前期分（納期限：平成27年8月31日）からとなります。

図 松本地方事務所税務課課税第一係 (TEL 40・1908)